

プライベートバンキング口座開設規定

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
第4条 後見人等 成年後見人等について、以下の通り当行に届出てください。届出の遅延により生じた事故については、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。 1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。 2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、直ちに、任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面 によって当行に届出てください。 3. 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合も同様に書面によって当行に届出てください。 4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に書面によって当行に届出てください。	第4条 後見人等 成年後見人等について、以下の通り当行に届出てください。届出の遅延により生じた事故については、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。 1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。 2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、直ちに、任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面 によって当行に届出てください。 3. 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合も同様に書面によって当行に届出てください。 4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に書面によって当行に届出てください。 5. <u>前4項の届出は、当行がこれを受付け、必要な手続を完了した時点で当行に対して有効となるものとします。</u> 6. <u>本条第1項ないし第3項のいずれかに基づく届出が行われた場合、それ以前に当行になされた代理人届はかかる届出をもって直ちにその効力を失うものとします。当行はそれ以前に代理人が行った意思表示その他の行為については、これを有効と取り扱うことができるものとします。</u>

第 9 条 解約 1. 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この停止または解約によって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。またこの停止または解約により当行に損害が生じたときには、その損害額をお支払いいただきます。 (1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 (2) 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること (以下、略)	第 9 条 解約 1. 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この停止または解約によって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。またこの停止または解約により当行に損害が生じたときには、その損害額をお支払いいただきます。 (1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 (2) 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「<u>反社会的勢力</u>」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. <u>反社会的勢力</u>が経営を支配していると認められる関係を有すること B. <u>反社会的勢力</u>が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に<u>反社会的勢力</u>を利用していると認められる関係を有すること D. <u>反社会的勢力</u>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が<u>反社会的勢力</u>と社会的に非難されるべき関係を有すること (以下、略)
以上、プライベートバンキング口座開設規定は、2022 年 2 月 21 日より適用します。	以上、プライベートバンキング口座開設規定は、<u>2026 年 8 月 17 日</u>より適用します。

預り金規定

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
第 1 条 預り金 当行とのお取引に関して、円貨または外貨をお預り する場合は「預り金」とし、いつでも引き出すことが可 能です。ただし、この預り金につき残高等をお知らせ するときは「当座預金」と表示いたします。円貨の預 り金は、預金保険法の適用を受けた決済用預金と なります。	第 1 条 預り金 当行とのお取引に関して、円貨または外貨をお預り する場合は「預り金」とし、いつでも引き出すことが可 能です。 <u>円貨の預り金の残高等をお知らせするときは「当座預金」と表示いたします。</u> また、円貨の預 り金は、預金保険法の適用を受けた決済用預金とな ります。
第 10 条 利息 預り金には利息をつけません。	第 10 条 利息 <u>預り金の預入通貨が円貨の場合は、利息をつけま せん。外国通貨の場合は、預金利息は毎日の最終 残高（受入証券類の金額は決済されるまでこの残 高から除きます。）について付利単位を預入通貨 単位またはその小数点以下 2 桁とし、当行所定の 利率によって計算し、その支払いについては毎月、 当月分の利息を、翌月第一営業日に、預金元本 に組入れます。なお、利率は金融情勢などの変化に より変更することがあります。</u>

第 15 条 解約

(略)

5. 第 2 項および第 3 項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この停止または解約によって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。またこの停止または解約により当行に損害が生じたときには、その損害額をお支払いいただきます。

- (1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

第 15 条 解約

(略)

5. 第 2 項および第 3 項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この停止または解約によって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。またこの停止または解約により当行に損害が生じたときには、その損害額をお支払いいただきます。

- (1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

第 17 条 保険事故発生時における預金者からの相殺 1. この預り金のうち円貨の預り金は、預金保険法の対象です。 (以下、略)	第 17 条 保険事故発生時における預金者からの相殺 1. この預り金のうち円貨の預り金は、預金保険法の対象です。<u>外貨の預り金は預金保険法の対象外です。</u> (以下、略)
以上、預り金規定は、2022 年 2 月 21 日より適用します。	以上、預り金規定は、<u>2026 年 8 月 17 日</u>より適用します。

預り金規定附則

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
(新設)	<u>第 4 条 外貨預金</u> <u>預金者は、外貨の取引を行うに際しては、外国為替相場の変動により差益または差損が発生することがあることを十分理解し、自己の責任と判断において取引を行うものとします。</u>
(新設)	<u>第 5 条 外国為替交換レート</u> <u>通貨を交換する場合は、当行は、当行の定める時期、方法および手続にしたがい、かつ当行所定の為替交換レートを適用します。</u>
以上、預り金規定附則は、2022 年 2 月 21 日より適用します。	以上、預り金規定附則は、 <u>2026 年 8 月 17 日</u> より適用します。

テレフォンバンキング・サービス規定

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
このテレフォンバンキング・サービス規定は、預り金口座を資金決済口座とするお客さまがプライベートバンキング専用商品を取引する際にのみ適用されます。 なお、2022 年 4 月 1 日以降、お客さまによる預り金口座開設のお申込みはできません。資金決済口座の種類にかかわらず、プレステシアに関する商品・サービスに係る取引をされるお客さまについては、プレステシアの預金口座取引一般規約（電話による取引等の規定を含みます）に従うものとします。	このテレフォンバンキング・サービス規定は、<u>プライベートバンキングのお客さまが、プライベートバンキング専用商品を取引する際にのみ適用されます。</u>資金決済口座の種類にかかわらず、プレステシアに関する商品・サービスに係る取引をされるお客さまについては、プレステシアの預金口座取引一般規約（電話による取引等の規定を含みます）に従うものとします。
以上、テレフォンバンキング・サービス規定は、2022 年 2 月 21 日より適用します。	以上、テレフォンバンキング・サービス規定は、<u>2026 年 8 月 17 日</u>より適用します。

株式会社 SMBC 信託銀行
WMP2026222